

品川区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

制定 平成 14 年 7 月 23 日区長決定要綱第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区都市計画審議会条例施行規則（平成 8 年 10 月 28 日規則第 73 号）第 3 条第 2 項に基づき、品川区都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第 2 条 規則第 3 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 会議において取り扱う情報が、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成 9 年 10 月 27 日品川区条例第 25 号）第 9 条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められたとき。

2 会長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(傍聴券の交付)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定数)

第 4 条 会議の公開に係る傍聴人の定員は、10 名とする。ただし、会長が必要と認められた時は、この限りでない。

(傍聴人の決定)

第 5 条 傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

(傍聴席への入場禁止)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることはできない。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者。
 - (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。
- ただし、第 8 条の規定により会長の許可を得た者を除く。

(5) 酒気を帯びていると認められる者。

(6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食、喫煙または談笑しないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) その他審議会の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において撮影または録音を行おうとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、該当傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。